

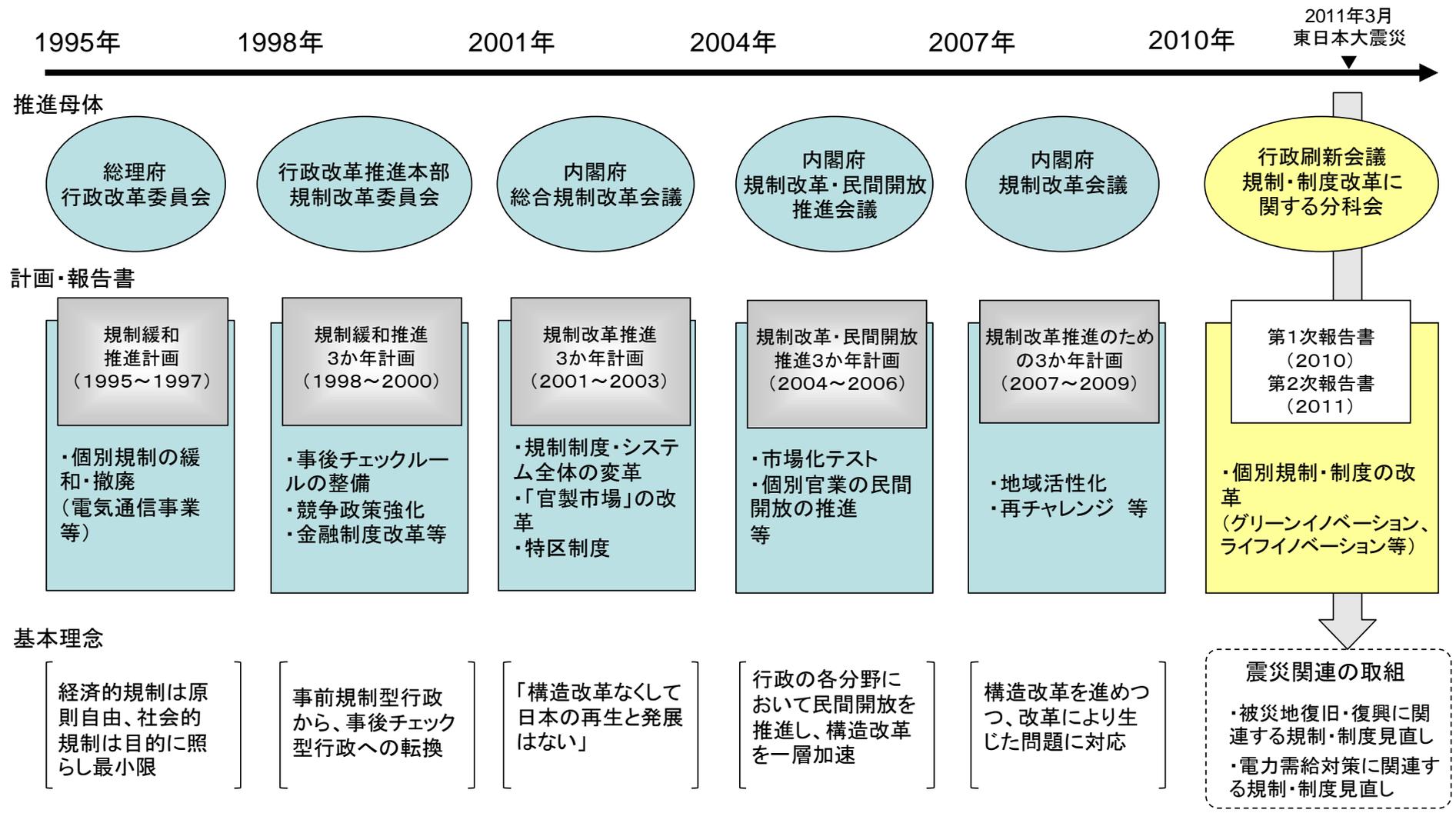
# 規制・制度改革について

平成24年7月12日  
行政刷新会議事務局  
規制・制度改革担当事務局

# <規制・制度改革のコンセプトと位置付け①>

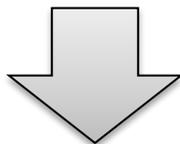
① ここ十数年、規制・制度改革は以下のようなコンセプト・位置付けで進められてきた。

(参考)これまでの規制・制度改革の取組とその基本理念



## <規制・制度改革のコンセプトと位置付け②>

- ① 経済活性化のための規制緩和については、90年代より同様に続けられてきた改革の結果、明らかに不合理な規制はなくなってきた。
- ② すなわち、新規案件の掘り起こしが困難になってきている。
- ③ 従来からの積み残し案件（改革部局と規制所管部局の間での意見に隔たりがあるもの）が多数存在。

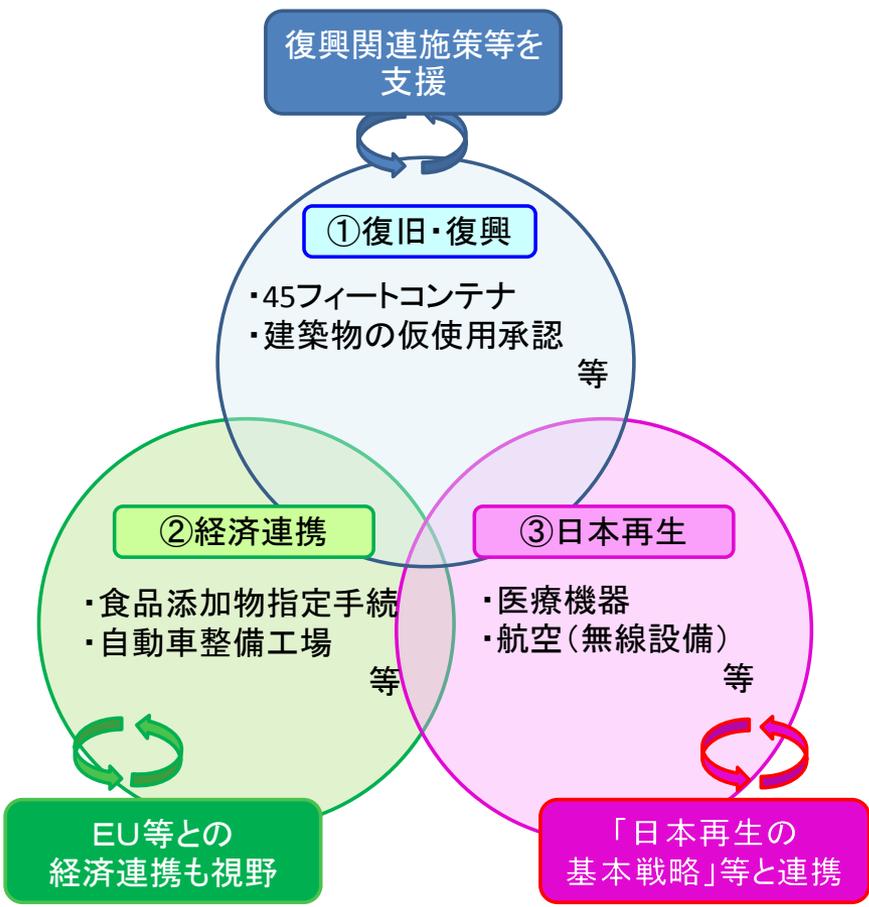


- ④ 行政刷新会議（規制・制度改革委員会）においては、主に
  - a. 国民の生活を守るために必要な場合には規制を強化することも含め、
  - b. 新成長戦略などの政策を実現するといった観点を重視し、規制・制度改革を推進。

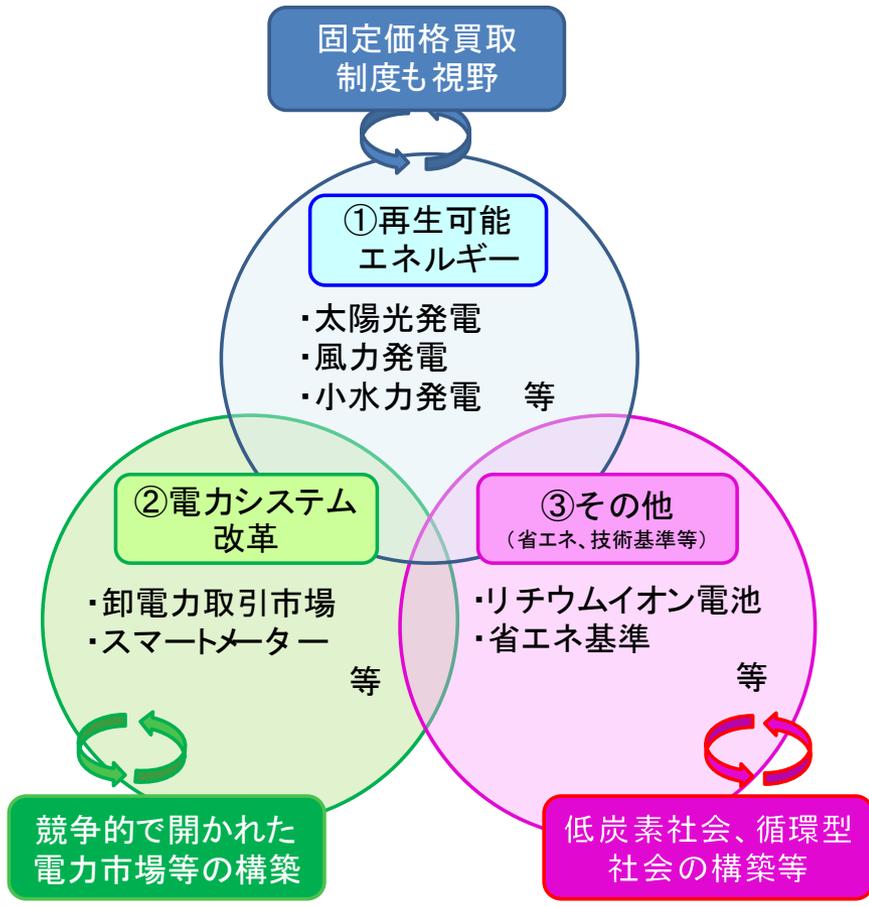
# <規制・制度改革のコンセプトと位置付け③>

① 直近の第3期では、エネルギー、復旧・復興、日本再生といった政府の喫緊の課題を優先したテーマ設定を行い、目下必要な規制・制度改革に取り組んできた。

(参考) 各WGのコンセプト



第1WG(復旧・復興／日本再生)



第2WG(エネルギー)

## <第1期の取組>

- ① 行政刷新会議の下に「規制・制度改革に関する分科会」を設置、第1期の活動を開始。(22年3月)
- ② 61項目の対処方針を閣議決定。(22年6月)
- ③ その後、「日本を元気にする規制改革100」として、83項目の改革事項を決定。(22年9月)

### (参考)第1期の成果

#### 第一次報告書(平成22年6月15日)

- 第1期の活動(平成22年度前半の取組)として、旧規制改革会議の提言や「国民の声」に寄せられた提案等を踏まえ、規制・制度改革に向けた検討を実施。
- その成果を、61項目の改革事項を定めた「第一次報告書」として取りまとめ。
- 報告書の内容は、「規制・制度改革に係る対処方針」として、平成22年6月18日に閣議決定。

|                             |      |
|-----------------------------|------|
| ● グリーンイノベーション分野(再生可能エネルギー等) | 19項目 |
| ● ライフイノベーション分野(医療、介護等)      | 16項目 |
| ● 農業分野                      | 16項目 |
| ● その他(物流、金融等)               | 10項目 |

## <第2期の取組>

- ① 第2期の活動を開始。(22年9月)
- ② 事業仕分けの特長(外部性、公開性)をいかした「規制仕分け」を実施。(23年3月)
- ③ 合計191項目の対処方針を閣議決定。(23年4, 7月)

### (参考)第2期の成果

#### 第二次報告書(平成23年7月21日)

- 第1期の積み残し課題や「新成長戦略」等を踏まえ、規制・制度改革に向けた更なる検討を実施(ただし、震災により一時中断)。
- 一部の項目については、平成23年3月に「規制仕分け」を実施。
- その成果を、191項目の改革事項を定めた「第二次報告書」として取りまとめ。
- 報告書の内容のうち、震災前に各省と調整済みであった135項目を「規制・制度改革に係る方針」(平成23年4月8日)として、震災後に再開した各省との協議において追加で調整済みとなった56項目を「規制・制度改革に係る追加方針」(平成23年7月22日)として閣議決定。

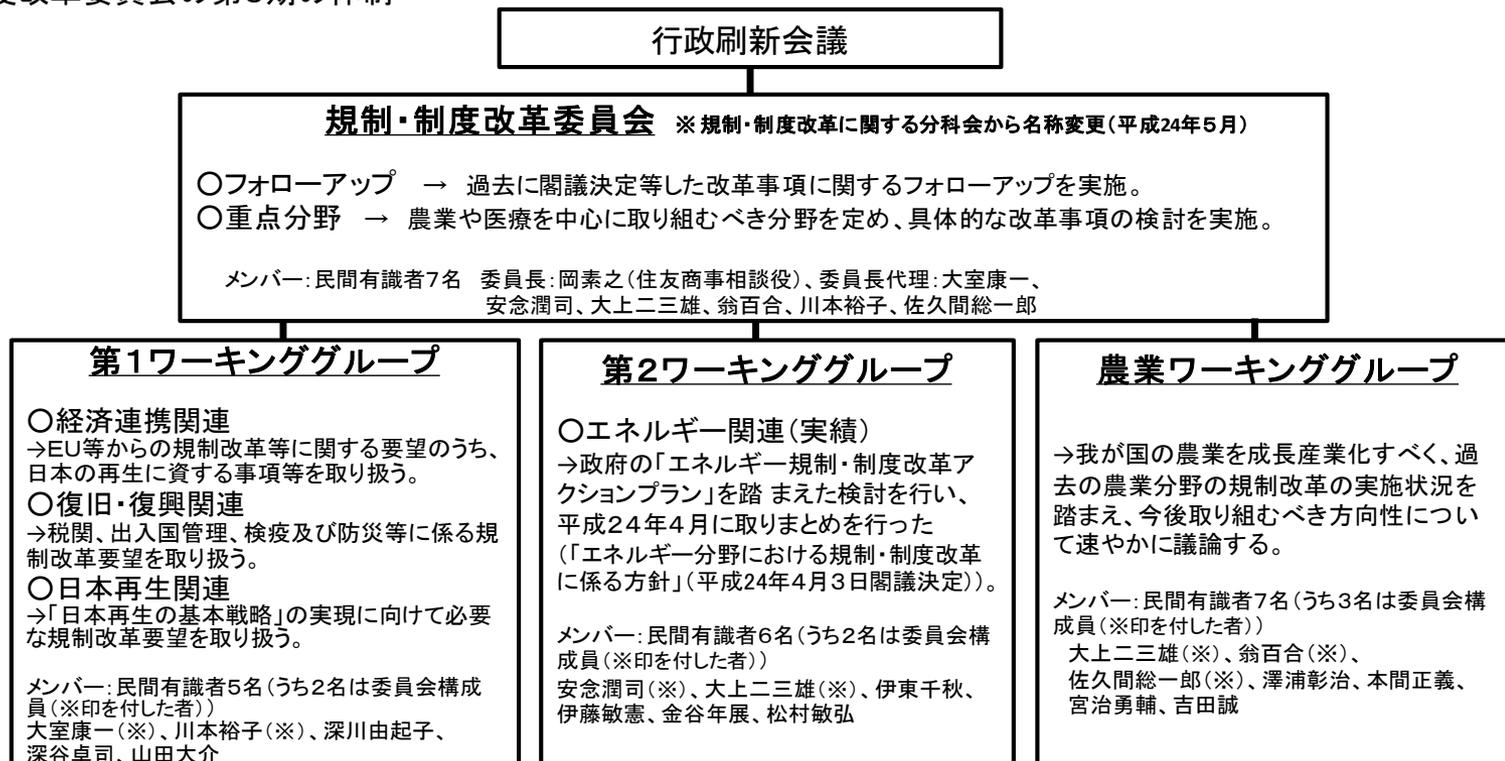
- グリーンイノベーション分野(再生可能エネルギー、リサイクル等) 42項目
- ライフイノベーション分野(医療、介護等) 32項目
- 農林・地域活性化分野 40項目
- その他(人材、物流・運輸、金融、IT、住宅・土地等) 77項目

※ 規制仕分けを実施した項目を含む

## <第3期の取組>

- ① 第3期の活動を開始。(23年9月) 政府の優先課題に対応して、規制・制度面における必要な改革を推進するため
  - a. 復旧・復興／日本再生 を検討する第1ワーキンググループ
  - b. エネルギー分野 を検討する第2ワーキンググループ を設置。
- ② また、我が国の農業を成長産業化するべく、農業ワーキンググループを設置。
- ③ 103項目の「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」を閣議決定。(24年4月)
- ④ 39項目の復旧・復興／日本再生分野の対処方針を閣議決定。(24年7月)
- ⑤ また、過去の決定事項総計410項目のフォローアップを実施・公表。(24年7月)  
(※ この結果、何らかの措置が行われ、事案そのものが既に解決したものが271項目であった。)

(参考)規制・制度改革委員会の第3期の体制



## <関連する組織・取組との関係>

- ① 規制・制度については、行政刷新会議(内閣府)による各分野を横断する観点からの改革の他、それぞれの政策分野において、その政策推進の立場から必要な改革が進められているところ。
- ② 例えば以下のような分野においては、当該分野における政策推進のため、規制・制度改革を含む政策を主導的に推進する会議体・組織が存在。
  - a. エネルギー・環境会議(内閣官房国家戦略室)
    - 「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」を当面の需給安定策の一部として策定
  - b. 医療イノベーション会議(内閣官房医療イノベーション推進室)
    - 「医療イノベーション5か年計画」(24年6月)において、「医療機器の特性を踏まえた規制のあり方」や「再生医療製品の製造管理・品質管理上の特性を踏まえた規制の仕組み」の検討など提言。
  - c. 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT戦略本部)(内閣官房情報通信技術(IT)担当室)
    - 「情報通信技術利活用のための規制・制度改革に係る対処方針」(23年8月)を策定
  - d. 構造改革特別区域推進本部・総合特別区域推進本部(内閣官房地域活性化統合事務局)
    - 地域活性化のため、地域限定(特区)で規制緩和
  - e. 復興庁
    - 被災地限定かつ自治体要望に沿った規制緩和(復興特区)を担当
  - f. FTAAP・EPAのための閣僚会合(内閣官房副長官補室)
    - いわゆる「非関税措置」を含めて経済連携を推進。

第二十九条 規制改革については、次に掲げる基本方針に基づき、あらゆる分野における規制の徹底した見直しを行い、必要な措置を講ずるものとする。

- 一 一定の期間が経過した規制について、その見直しを行うことを義務付けること。
- 二 前号の期間は、規制の目的等に照らしてできるだけ短い期間となるようにすること。
- 三 規制の見直しを行うに当たっては、その見直しを行おうとするに至った経緯を公表すること。
- 四 規制の見直しを行うに当たっては、専門家、利害関係人その他広く国民の意見を求め、これを反映させること。
- 五 規制の特例措置（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二条第三項に規定する規制の特例措置、総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二条第四項に規定する規制の特例措置、東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第二条第四項に規定する規制の特例措置その他これらに準ずる規制の特例措置をいう。）については、その実施状況等を十分に検証し、その結果を踏まえ、必要に応じて全国に及ぼすようにすること。
- 六 規制の見直しを行うに当たっては、法令の解釈、当該見直しの基礎となる統計その他の資料及び当該見直しによる経済的社会的な影響について、十分に検討すること。

(参考)「国民の声」の活用(これまでの集中受付の実績)

- |                                  |                      |
|----------------------------------|----------------------|
| ① 第1回集中受付(平成22年1月18日～2月17日)      | ⇒ 90項目について対処方針を閣議決定  |
| ② 規制・制度改革集中受付(平成22年9月10日～10月14日) | ⇒ 66項目について対処方針を閣議決定  |
| ③ 規制・制度改革集中受付(平成23年9月1日～10月14日)  | ⇒ 57項目について対処方針を閣議決定。 |

<主な事例>

- ・食品中の放射性物質の基準値の設定(子供の摂取量の多い乳製品に関し、独自の検討を行う)
- ・災害時の燃料確保、給油場所確保のための安全対策の検討(所轄消防長等が迅速に対応できるような対策の検討)
- ・食品表示の一元化(実態を踏まえ、消費者の立場に立ったわかり易い表示の一元化の検討)
- ・特例民法法人に係る移行期限の延長(東日本大震災の被災法人の状況を考慮し、期限延長の検討)